

佐久市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月24日

佐久市長 柳田 清二

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

ただし、各歳入等における地方税統一二次元コードを活用した収納の開始時期については、当該歳入等を所管する部局において個別に定める日とする。

2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第243条の2の7第2項に基づく政令に定める方法により納入されるもの及びこれらに係る誤払金等の戻入

- (1) 後期高齢者医療保険料及び介護保険料
- (2) 簡易給水施設事業及び飲料水供給施設事業に係る水道使用料
- (3) 下水道使用料
- (4) 保育料、道路・水路占用料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料及び教職員住宅使用料
- (5) 住宅新築資金等貸付償還金及び奨学資金償還金
- (6) 老人ホーム入所者負担金等福祉サービスに係る利用料、負担金
- (7) 佐久市が取り扱うその他料金等、並びに各会計における各種手数料、寄附金及びその他これらに類する歳入等